

令和2年度

「うるま市の魅力発信プロモーション事業」
業務内容仕様書

1 業務名

「うるま市の魅力発信プロモーション事業」に係る業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和3年3月19日まで

3 事業目的

うるま市においては、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、観光関連産業は厳しい事態に直面している。しかし、この状況下においても新型コロナウイルス終息後に訪れる、反転攻勢期に向けて迅速な対応ができるよう、うるま市が持つ、文化、歴史、自然等の他の地区には無い魅力を整理し、観光誘客の新たなコンテンツとして構築・発信・プロモーションを行い、効果的な観光誘客を図ることを目的とする。

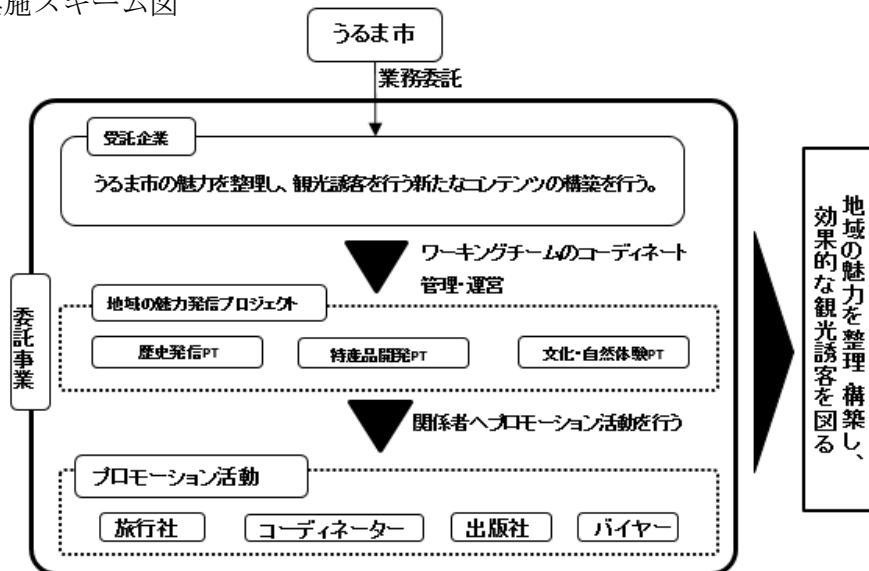
4 事業の統一コンセプト

うるま市の「勝連城跡」は2000年に「琉球王国のグスク及び関連遺産群」のひとつとして、世界遺産に登録をされ、うるま市を代表する文化、歴史、観光の拠点となっている。

本事業は、「勝連城跡」を事業の統一したコンセプトとして設定し、「勝連城跡」のブランドイメージを十分に活用し、その価値を向上させ、また、周辺地域に波及効果を訴求するような事業を実施すること。

なお、コンテンツの開発・プロモーション活動に際しては、令和元年度に実施した「メディア活用による戦略的観光誘客促進事業」にて設定した「shining moment URUMA」(※別添コンセプト資料)を踏まえること。

※ 事業の実施スキーム図



5 受託者の要件

沖縄県内に事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。

6 成果指標

旅行関係者等へプロモーションを実施し、アンケートにて他の地区には無い魅力があると回答した割合 80%以上

7 業務内容

(1) うるま市の魅力の調査及び整理

本事業を実施するにあたり、当市の魅力を調査及び整理し、事業コンセプトである世界遺産の「勝連城跡」と有機的に連動した、観光誘客を図るための効果的な方策を検討すること。

(2) 事業実施体制

① 管理・運営体制

受託者は、事業の円滑な遂行を行うため、事業を総括する「統括マネージャー」を設置し、全体事業を統括し、各プロジェクトチームの円滑なコーディネートや管理・運営、市と各プロジェクトの連絡窓口等を行うものとする。

② 業務実施体制の構築

調査・整理した魅力を踏まえ、以下のテーマに沿って、市内外の事業者や専門家を含むプロジェクトチームを組成すること。また、受託者は必要に応じて、新たなプロジェクトチームを組成しても良いものとする。

ア 歴史発信プロジェクトチーム

イ 特産品開発プロジェクトチーム

ウ 文化・自然体験プロジェクトチーム

エ 上記以外に必要なに応じて組成するプロジェクトチーム

③ マーケティングの専門家による支援の実施

②で組成したプロジェクトチームでの活動を実施する際に、「4 事業の統一コンセプト」で示した内容を実践するために、マーケティングの専門家による支援体制を整え、各プロジェクトチームにおいて、世界遺産の勝連城跡による「付加価値」や「世界観」を統一した商品開発等を行うこと。

(3) プロジェクトチームの実施内容

各プロジェクトチームにおいては、事業のコンセプトである世界遺産の「勝連城跡」と事前に調査・整理した内容を踏まえ、世界遺産の魅力・付加価値を向上させるブランディングを行い、その価値を向上させるプログラムや商品の試作開発を行うものとする。以下は各プロジェクトチームの実施イメージとなるが、実際の事業については企画提案内容や事業開始後の調査・整理を踏まえ、市と協議のうえ実施するものとする。

① 歴史発信プロジェクトチーム

コンセプト：世界遺産の「勝連城跡」にスポットをあてて、他の地域では感じるこ
とのできない沖縄の歴史をとおして、魅力的・効果なプロモーション
を行う。

想定事業者：旅行事業者、沖縄コンベンションビューロー、うるま市観光物産協会、
うるま市商工会、文化芸術団体、等

事業内容案：世界遺産の「勝連城跡」にて食事や伝統文化等を体験・体感できるコ
ンテンツの造成、実施体制の構築、マーケティング戦術の構築 等

② 特産品開発プロジェクトチーム

コンセプト：うるま市の農水産物や製造物などを、「勝連城跡」、「阿麻和利」と
いったストーリーと組合せ、新たなコンテンツを開発する。

想定事業者：市内事業者、うるま市商工会、うるま市観光物産協会、専門家

事業内容案：世界遺産と関連した商品開発、世界遺産の魅力・付加価値を向上させ
るブランディング、マーケティング戦術の構築 等

③ 文化・自然体験プロジェクトチーム

コンセプト：「教育旅行」をテーマに、文化・自然を体験できるコンテンツ等を構
築し、市の独自性を持たせ、他の地域と差別化を図る。

想定事業者：うるま市観光物産協会、市内宿泊事業者、旅行事業者、市内小中高校

事業内容案：世界遺産の「勝連城跡」を中心とした教育旅行の受入体制構築・ルー
トの造成、プロモーション活動、マーケティング戦術の構築等

(4) プロモーション活動の実施

受託者は、旅行関係事業者（旅行社、旅行コーディネーター、旅行雑誌出版社等）
や、メディア関係事業者、インフルエンサーなどに対し、上記(1)～(3)で整理したうる
ま市の魅力や、開発した試作品などをプロモーションするための活動を以下のとお
り実施するものとする。

① ツーリズム EXPO ジャパンにおけるプロモーション活動

令和2年10月29日～11月1日にかけて行われる、「ツーリズム EXPO ジャパン」
において以下のプロモーション活動の実施すること。実施内容については、以下のと
おりとする。

ア 本会場 市が別途設けるブースにおいて、世界遺産の勝連城跡を中心とした
プロモーション活動を実施すること。詳細は以下のとおりとする。

- ・ブース出展費 市の負担により設置
- ・配置人員 1名以上
- ・その他 ブースの装飾やテーブル等を設置すること。

※ブースの規格 間口2m×奥行2m×高さ2,7m

イ 視察ツアー ツーリズム EXPO ジャパンと連携して行われる視察ツアー(FAMツ
アー)において、旅行事業者・観光コーディネーター、メディア関係者、インフ
ルエンサー等を対象に、うるま市の魅力を発信するためのプロモーション活動

を実施すること。また、視察ツアーに関しては、半日コース及び1泊コースを各20名、総計40名で実施を想定すること。

② うるま市独自のプロモーション活動の実施

プロジェクトチームにおいて開発したプログラムや商品等をPRするためのプロモーション活動を実施すること。実施内容は以下のとおりとする。

ア 勝連城跡の現地にてプロモーション活動を実施すること。実施時期は令和2年10月から令和3年2月を想定し、旅行関係事業者及びメディア関係事業者で合計20社(者)以上招へいし、プロモーション活動を実施すること。

イ アのプロモーション活動に際し、事業に適したメディア(テレビ・雑誌、WEB媒体等)においてタイアップ企画を2企画以上実施すること。

ウ アのプロモーション活動を映像にまとめ、YouTubeなど動画配信等可能な状況にて映像編集し、市に納品すること。

エ その他市独自のプロモーション活動として必要なものについては、企画提案の内容や市と協議のうえ実施する。

※ 各プロモーション活動の実施に際しては、新型コロナウイルスの状況も踏まえたうえ、実施時期や実施内容を市と協議すること。

(5) 世界遺産の「勝連城跡」を広報するイラスト等の制作

世界遺産の「勝連城跡」を広報するイラストや映像資料を作成すること。実施の内容については、提案によるものとするが、以下の①(イラスト制作)若しくは②(映像制作)又はその両方を行うこと。実施に際しては以下のとおり留意すること。

① イラスト制作

事業案：勝連城跡の城主であった「阿麻和利」やその妻の「百十踏揚」、阿麻和利に仕えた「大城賢雄」を、著名な漫画家やイラストレーターに制作を依頼し、作成されたイラストを広報活動キャラクターとして活用する。

② 映像制作

事業案：勝連城の世界観を、「護佐丸・阿麻和利の乱」の時代にフォーカスをあて、現代版組踊として再現し、映像コンテンツとして作成する。

※ 著作権においては、すべての著作権(著作権法第27条及び28条に規定する権利も含む)、その他権利は原則うるま市に帰属する。

(6) 事業の執行管理

随時進捗状況を把握し、事業の適正な執行管理に努めること。

(7) 定例工程会議

- ・随時、工程会議を開催し、業務の進捗状況の報告を行うこと。
- ・随時、支出状況の報告を行うこと。

(8) 成果報告

・報告書（30部）及び電子データ（CD-ROM）の提出

8 提案に係る要件

次に掲げる要件を満たし、了承できること。

- (1) 当該委託事業の実施により得られた企業情報は、原則として委託元であるうるま市に帰属する。
- (2) 事業受託者は、当該委託事業の実施により得られた企業情報を、他に漏らしてはならない。
- (3) 受託者が当委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、うるま市個人情報保護条例の他、別記の個人情報取扱特記事項に基づきその取扱いに十分留意し漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権は、全てうるま市に帰属する。

9 経費及び限度額

- (1) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。
ただし、委託額：49,698,000円（消費税10%込み）以内とする。
（※企画提案のための提示額であり、契約金額ではない。また、契約に際しては、概算契約となり、実績報告等により委託契約額が確定する。）
- (2) 積算の費目は、次のとおりとすること。
 - ① 人件費
 - ・当該事業に従事する者の給与、諸手当、その他これに準ずる経費。
 - ・労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
 - ② 事業費
 - ・報償費（事業を行うために必要な謝金等）
 - ・旅費（事業活動における移動等）
 - ・需用費（消耗品費、印刷製本費等）
 - ・役務費（通信運搬費、手数料、広告料等）
 - ・使用料及び賃借料（会場賃借料等）
 - ③ 再委託費
 - ・発注者との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
 - ④ 一般管理費
 - ・直接経費（①人件費＋②事業費）の10%以内とする。
 - ⑤ 消費税、地方消費税

10 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合はうるま市都市建設部勝連城跡周辺整備室と協議すること。